

新潟市亀田駅東口駐車場広告貸出スペース設置事業仕様書

1. 募集内容

(1) 事業名称

新潟市亀田駅東口駐車場広告貸出スペース設置事業

(2) 事業内容

広告貸出スペース設置事業を行う者（以下、事業者という。）が、新潟市亀田駅東口駐車場の敷地一部を使用し、広告貸出スペースを設置する。なお、広告貸出スペースには広告主を募集し、広告による適切な事業運営を行うとともに、江南区親善大使をモチーフに事業者がデザインしたウェルカムボード等を任意のスペース枠に常時掲出し、江南区のPRに無償協力するものとする。

(3) 設置場所

新潟市江南区亀田向陽3丁目3301番地1（駐車場敷地内）

(4) 設置日、期間等

- ①令和5年10月31日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。
- ②設置に係る市有財産の貸付期間は、広告貸出スペース設置の日から5年間とする。

(5) 広告貸出スペース本体の構造、設置等

- ①駐車場信越本線側、市道亀田1-588号線に接した延長約36m、幅約1mの駐車場敷地に、新潟市屋外広告物条例の規格基準を踏まえ製作すること。
- ②本体は、広告枠、江南区PR枠で構成すること。
- ③鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他駐車場の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。
- ④設置場所における、年間を通じた気象状況の環境下でも、使用に耐え得る構造とすること。
- ⑤広告枠や江南区PR枠の看板は確実に固定するとともに、地震等その他いかなる時も、転倒や落下をしないよう、十分な対策措置を講じて設置すること。なお設置期間中に、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- ⑥周囲と調和の取れた色合い・デザインとすること。
- ⑦電力設備を整備する場合、省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。また、電源については、投入と遮断が容易で、タイマー制御が可能な構造とするとともに、配線等については、駐車場の景観及び安全を損なわない方法とすること。

(6) 江南区PR枠

- ①PR看板は枠内に収まるようにすること。
- ②色覚障害者に配慮した配色でデザインすること。
- ③デザインの著作権は市に帰属すること。

(7) 広告枠

- ①広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。
- ②本体内に収まる大ききさで作成し、一枠が極端に大きくなるようにしないこと。

- ③広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。
- (8) 広告の内容審査について
- ①広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- ②広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。
- (9) 広告内容の責任について
- ①広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- ②事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- ③本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。
- ④広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。
- (10) その他
- ①広告物の設置に際し、新潟市屋外広告物条例の規定による屋外広告物許可申請を行うこと。
- ②破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ③広告貸出スペースの撤去時には原状回復すること。

2. 賃貸借契約の締結及び経費負担等

- (1) 設置に当たっては、新潟市公有財産規則に基づき、市に公有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。
- (2) 本事業に関する一切の費用（製作設置・運用・維持管理・移転撤去等に係る費用）は、事業者が負担すること。
- (3) 市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、使用する電気料についても実費を別途納めること。
- (4) 貸付料は、基本分と広告分を合算した金額とする。
- ①基本分・・・設置面積に応じ、新潟市財産条例により算出する額
(参考：令和5年度1㎡当たり年間2,352円)
- ②広告分・・・事業者が提案する広告料に相当する額
- (5) 納入された貸付料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。
- (6) 合理的な理由により、広告貸出スペース本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はそ

の指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。

3. その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 本市は、広告貸出スペースの設置に際して必要となる既設舗装等の撤去及び復旧を行うものとする。また、照明等に利用可能な電源ポールを設置するものとする。
- (3) 本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。
- (4) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議を行うものとする。
- (5) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。

別紙

■ 亀田駅周辺位置図



■ 亀田駅東口駐車場広告貸出スペース設置イメージ

設置予定箇所 (赤色部分)

